

令和7年第11回玉名市農業委員会総会議事録

令和7年10月6日(月)午後2時 玉名市民会館 第2会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番	下川 安	2番	高田 優子	3番	村上 孝夫	5番	坂本 正敏
6番	小山 包昭	7番	東 英治	8番	本田 多美子	9番	上田 龍介
11番	村上 孝	12番	植田 勝登	13番	高本 昌揮	15番	上土井 幸治
16番	古田 知明	17番	池田 秀昭	18番	後藤 雄一	19番	坂門 聡一

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

4番 梅田 政次郎 10番 西依 雅孝 14番 宮永 義一

3. 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推1	水本 信之	推2	岡田 正治	推4	竹下 祐一	推5	小山 高廣
推6	縄田 伊知郎	推7	関 幸次郎	推8	荒木 雄二	推10	徳山 幸博
推11	柴尾 覚	推13	美崎 毅	推14	島村 和久	推15	大家 保
推16	今上 隆	推17	坂口 春義	推18	中村 輝美	推19	丸山 和則

4. 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推3 佐藤 浩光 推9 平野 雅久 推12 森尾 由成

5. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長	西山 美和	次長	棚木 章文	係長	稲生 優一	主任	村上 寛子
主事	山口 遥大	会計年度任用職員	瀧石 修	会計年度任用職員	堀 春美		

6. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

第57号 農地法第3条の規定による許可申請について
第58号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について(5条許可後)
第59号 農地法第4条の規定による許可申請について
第60号 農地法第5条の規定による許可申請について
第61号 農用地利用集積等促進計画の意見決定について
第62号 農用地利用集積等促進計画(配分)の意見決定について

報 告

第23号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について(18条)

1. 開 会

○事務局長（西山美和君） 皆さん、こんにちは。定刻を過ぎましたので始めます。

本日は、農業委員総数19名のうち16名の御出席で、西依委員、梅田委員、宮永委員から欠席の届出がっております。また、最適化推進委員は、総数19名のうち16名の御出席で、佐藤委員、森尾委員、平野委員から欠席の届出がっております。

玉名市農業委員会会議規則第7条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまより、令和7年第11回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（西山美和君） まず、下川会長より御挨拶いただきまして、引き続き、会議規則第5条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（下川 安君） 皆さん、こんにちは。10月になりまして、朝夕は少しひやっとしてまいりましたけれども、昼間はまだ暑いですので、体調の方には気を付けて過ごしていただきますようよろしくお願いいたします。

もうそろそろ、稲刈りも始まっているはずですよ。稲刈りも始まれば、慌ただしい時期となります。このような時に、総会に御出席いただきましてありがとうございます。

それから、先月までは、農地状況の調査、農地パトロールをそれぞれ各地区でご対応いただきまして、暑い中でしたけれども、ご苦労様でした。それからですね、10月の総会ではですね、気象災害の話をしていました。

周りでは10月はずっと米価の話をしていまして、皆様も御存じのように、今年は、JAの米の概算金が32,040円ということで、去年より8,000円ぐらい高くなっているという形。去年がですね、令和6年が24,780円でした。その前の令和5年がですね、12,000円ぐらいかな、その前の令和4年が10,460円、令和3年が10,040円というところで、令和3年からすると、3倍ぐらいになっているという状況だったです。生産者としてはですね、なんか嬉しい状況なのかなあと思いますけども、これはJAさんの米の概算金の傾向みたいな、全国的にそういうのが広がっているのかなあというような感じも受けました。あまり高すぎると、どうなるかなあというような心配もあります。この米の価格、消費者がですね、どんな人が購入するのかわちよっと分からない、そのように思いまして、米の価格を皆さんに納得してもらえればいいのかあとも思いまして、買い控えとかあって、また下落するんじゃないかなあ、色々心配もあります。

自民党の総裁も代わりまして、多分、高市総理ということになるんだろうと思

ますけれども、また米の政策がどういう政策をされるのか、それを期待しながら良い方向にと今は思っているところです。

ということで、議案の方に入ります。よろしくお願いいたします。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（下川 安君） それでは、早速議事に入りたいと思います。本日は、議第57号から62号までの70件の議案審議、それから報告第23号の14件の報告があります。皆様方の慎重なる御審議をどうぞよろしくお願いいたします。

本日の議事録署名委員は、委員番号17番の池田秀昭委員、18番の後藤雄一委員にお願いいたします。

それでは、委員各位、事務局におかれましては、個人情報等発言には、十分御注意をいただきますようよろしくお願いいたします。発言の際は、委員番号及び氏名を述べた上で、発言をいただきますようお願いいたします。併せて、採決の際には、議決権のある農業委員のみの挙手をお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（下川 安君） それでは、はじめに議第57号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は10件です。

それでは、事務局より説明を願います。

○事務局長（西山美和君） 議案1ページをお願いいたします。

議第57号農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転及び使用収益権設定許可申請について許可するものとする。令和7年10月6日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、滑石と繁根木の申請人で、滑石の田970㎡外2筆、計2,910㎡を相手方の要望と新規就農のため賃貸借権を結ぶものです。

2番、熊本市中央区と滑石の申請人で、滑石の田868㎡外1筆、計1,923㎡を労力不足と相手方の要望のため賃貸借権を結ぶものです。

3番、東京都新宿区と滑石の申請人で、滑石の田400㎡を労力不足と相手方の要望のため賃貸借権を結ぶものです。

4番、大浜町の申請人で、大浜町の田3,333㎡外4筆、計16,387㎡を子へ贈与するものです。

5番、熊本市西区の申請人で、青野の畑8,451㎡外2筆、計13,566㎡を子へ贈与するものです。

6番、北九州市小倉南区と岱明町の申請人で、岱明町の田1,030㎡を労力不

足と経営拡張のため売買するものです。

7番、荒尾市と岱明町の申請人で、岱明町の畑、現況田905㎡を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

8番、熊本市北区と岱明町の申請人で、岱明町の田458㎡を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

9番、横島町の申請人で、横島町の田562㎡外1筆、計1,124㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

10番、天水町の申請人で、天水町の田1,406㎡外1筆、計2,022㎡を子へ贈与するものです。

以上10件、合計40,725㎡につきまして、農地法第3条第2項各号の禁止規定から、申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないことから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

また、10月1日、10月2日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番から順に委員の説明をお願いします。また、連続して説明される場合は、続けてよろしくをお願いします。

それでは、1番をお願いいたします。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。1番の案件について説明します。

申請地は、地区の漁港の北側350mぐらい、田3筆で2,910㎡、新規就農で、イチゴを栽培するそうです。現在、農業大学校で勉強しながら、イチゴ、米を栽培しています。賃貸人とは親戚で、栽培方法も教えてくれるので、心配はいらなと思います。

10月1日に現地調査した結果、イチゴも植えてあり、問題ないと思います。御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、2番、3番は同じ委員さんです。続けて、よろしくをお願いします。

○推2番（岡田正治君） 推進委員2番、岡田です。2番の案件について説明します。

場所はですね、JA支所から150mぐらい東側に位置しております。2筆で1,923㎡、労力不足と相手方の要望で、成立いたしております。

何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

3番について、説明いたします。

こちらは、今ほど説明した農地の隣に位置しておりまして、400㎡、こちらも

労力不足と相手方の要望で、成立いたしております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、4番をお願いします。

○5番（坂本正敏君） 農業委員5番、坂本です。4番の案件について御説明します。

これは、親から子へ贈与するもので、本人も既に就農しており、何の問題もありません。御審議のほどよろしく申し上げます

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、5番をお願いいたします。

○推6番（縄田伊知郎君） 推進委員6番、縄田です。5番の案件について説明します。

これは、子への贈与で、譲渡後はミカンを作られるとのこと。

現地調査の結果、何ら問題ないと判断いたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、6番をお願いいたします。

○推10番（徳山幸博君） 推進委員10番、徳山です。6番の案件について説明いたします。

申請地は、岱明町の地区の公民館より西の方へしばらく進むと、申請人の農地と隣接しておりまして、譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張による売買、面積は1筆で1,030㎡、申請人は専業農家で後継者もあり、米、トマト、各種野菜を作付けております。

10月1日に現地調査を実施しましたが、何ら問題ないと判断します。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、7番をお願いいたします。

○12番（植田勝登君） では、7番を説明いたします。12番、植田といいます。

場所はですね、ここは、岱明町のスポーツセンターの近くにあります。開田ですね、今、畑を田んぼにしてあるところです。譲渡人は今、隣接市に住んでいて、ここに書いてある労力不足、それから譲受人が同じ地域に田を作っていて、前から自分が耕作していたというようなことがあります。相手方の要望によって譲り受けようということで、現地調査をしました結果、別に何も問題ないと。審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、8番をお願いいたします。

○推13番（美崎 毅君） 推進委員13番、美崎です。8番の案件について説明します。

申請地は、地区の公園より北へ300mぐらい行ったところですが。面積は458㎡です。譲渡人は熊本市内に住んでおられ、労力不足、譲受人は相手方の要望です。譲渡人と譲受人は親類関係にあり、以前よりこの場所で米を作っておられます。しかし今回、譲渡人の方が病気がちになられ、売買をすることになりました。

10月1日に現地確認いたしました。何ら問題ないと思います。審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、9番をお願いいたします。

○推15番（大家 保君） 推進委員15番、大家です。9番の案件について説明します。

譲渡人は労力不足、譲受人は借入地取得での売買となります。譲受人は、米とミニトマトの認定農家です。技能実習生も受け入れております。

現地調査の結果、何ら問題ないと思われ。御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、10番をお願いいたします。

○推17番（坂口春義君） 推進委員17番、坂口です。10番の案件について説明します。

10番の案件は、親から子へ贈与による所有権移転の申請です。譲渡人が高齢になってきたため、子供へ贈与することです。申請地は、2筆で合計2,022㎡となっています。譲受人は、この地でイチゴを作付けすることとなっています。

現地を確認しましたが、何ら問題ないと思います。審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

3条の申請につきまして、1番から10番について、委員の説明が終わりましたけれども、皆様から御意見や御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ、採決に移らせていただきます。

議第57号農地法第3条の規定による許可申請10件につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をよろしくお願ひいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第57号につきましては、許可することに決定いたしました。

続きまして、議第58号農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題

といたします。件数は1件です。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局長（西山美和君） 議案4ページをお願いいたします。

議第58号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。農地法第5条第1項の規定による農地転用許可後の下記農地の事業計画変更承認申請について意見決定するものとする。令和7年10月6日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が立願寺の畑344㎡で、備考欄の理由により、メダカの養殖場に加え、駐車場、作業スペースに転用目的を変更するものです。

以上1件、合計344㎡を御提案しております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番について、委員の説明をよろしくをお願いいたします。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。1番の案件について説明します。

申請地は、地区の神社から西北300mぐらい、令和6年3月にメダカ養殖場として申請されましたが、メダカを飼育・保管する施設としては大きすぎるし、仕事として養殖する訳ではないので、メダカの養殖場12.96㎡、駐車場12.5㎡、作業スペース59.04㎡に縮小する。

現地調査した結果、問題ないと判断します。御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

事業計画変更承認申請について、委員の説明が終わりましたが、皆さんから御意見や御質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がなければ、採決に移らせていただきます。

議第58号事業計画変更承認申請1件につきまして、原案どおり承認することに異議のない方は、挙手をよろしくをお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

採決の結果、異議なしと認め、議第58号については、承認することに決定いたしました。

続きまして、議第59号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は3件です。

なお、受付番号1番と3番については始末書の添付がありますので、委員の説明の前に、事務局担当者が始末書を読み上げます。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（西山美和君） 議案5ページをお願いいたします。

議第59号農地法第4条の規定による農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和7年10月6日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が中坂門田の畑、現況宅地207㎡で、転用目的は進入路です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

2番、申請物件が岱明町の宅地、現況畑679㎡のうち27㎡外1筆、計65㎡で、転用目的は進入路です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内にある農地で、第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が横島町の田、現況宅地160㎡で、転用目的は宿舍です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可になるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落接続して設置されるものであり、例外的に許可は可能となっております。

以上3件、合計432㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。また、10月1日、10月2日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりました。受付番号1番には始末書が出ていますので、事務局担当者が読み上げます。

○主事（山口遥大君） — 1番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） 始末書が読み上げられましたので、委員の説明をよろしく願います。

○8番（本田多美子君） 農業委員8番、本田です。1番の案件について説明します。

ただいま、事務局より始末書が読み上げられましたとおり、本件申請地は既に舗装され、進入路として利用されています。ここは、先ほども言われましたように、ここ以外に自宅へ通じる道がなく、必要不可欠な土地です。事業面積、転用面積ともに207㎡、給水は不要、雨水、生活雑排水、汚水は、それぞれの処理方法を経て南側市道側溝に放流する。また、近隣農地への日照、通風、耕作等に影響を及ぼす可能性はありません。

以上、現地調査した結果、何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしく願います。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、2番をお願いいたします。

○13番（高本昌揮君） 農業委員13番、高本です。2番の案件について説明します。

場所は、玉名市役所支所から東側に100m行ったところの農地なんですけど、現況が畑27㎡、宅地の畑の27㎡、山林の畑で38㎡、合計65㎡なんですけど、現在、その使用されている市道に通じる出入口が、他人の所有地を使用していることが分かりまして、この持ち主の居宅から市道に通じる三角形の区画を算定して、転用することに決まったそうです。給水方法は給水はなし、雨水、北側側溝へ放流、生活雑排水、汚水の発生はありません。被害防除計画として、農地は高低差があり、雨水の流入はないということで、現地調査の結果、何ら問題はないと思います。御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、3番に始末書が出ていますので、事務局担当者が読み上げます。

○主事（山口遥大君） — 3番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） 3番の始末書が読み上げられましたので、委員の説明をよろしくをお願いします。

○16番（古田知明君） 農業委員16番、古田です。3番の案件について説明いたします。

農地選定の理由、申請者は農業を営んでおり、令和2年より農業技能実習生の受入れを開始し、申請地の隣接地に実習生用居住建物を設置しましたが、これを拡充する必要があるため、隣接地にある申請地を選定いたしました。既に、令和3年8月頃転用の申請が出ております。

事業の目的及び必要性、申請者は当時より農業経営の一環として農業技能実習生を受け入れており、実習生の居住の建物を設置しましたが、受入れの人数の増加や居住環境の整備に対する補助事業、あるいは実習生の要望により、既存の施設では不足が生じていることから、これを解消し、申請地の農業経営の安定を図るためには、実習生用の住宅を拡張し、住宅設備を拡充することから、本件の事業を計画いたしました。

申請地は、国道501号線沿いのドラッグストアより、東へ200mほど行ったところですが、申請面積は160㎡、給水計画は、給水方法、隣接地の設置済みのところから給水します。排水の処理方法は、敷地雨水は敷地全体を砂利敷きし、自然浸透を図ります。生活雑排水は、申請地北側の既設の玉名市農業集落排水に接続し排水します。汚水の処理方法は、申請地北側の既設の玉名市農業集落排水に接続します。既に、前の施設ができていたので、その施設と同じになります。被害防除計画については、申請地の造成は行わず、整地にとどまるため、特段の策は講じませ

ん。南西の被害防除計画についても、特に影響はないものと考え、特段の策は講じません。隣接地への被害防除計画については、日照に関する耕作に対する影響は、特にないものと考えています。今までのところ、補償などの問題は出ないものと思います。調査した結果、問題はないと思いますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

4条申請について、委員の説明が終わりましたがけれども、皆さんの方から御意見、御質問ございませんか。

○5番（坂本正敏君） 農業委員5番、坂本です。2番の案件について、宅地が、台帳では宅地になって現状で畑になっておりますが、これ宅地でも、野菜かなんか作ると現状で畑になるとですかね。

○事務局長（西山美和君） 事務局、西山です。農地法では、現況主義でありますので。

○5番（坂本正敏君） はい、分かりました。

○議長（下川 安君） よろしいですか。ほかに何かございませんか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ、採決に移らせていただきます。

議第59号農地法第4条の規定による許可申請3件について、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をよろしく願います。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第59号については、許可することに決定いたしました。

続きまして、議第60号農地法第5条の規定による転用許可申請についてを議題といたします。件数は11件です。

なお、受付番号の1番、それから2番、それから5番、11番については、始末書の添付があります。委員の説明の前に、事務局担当者が読み上げます。

それでは、事務局より説明をよろしく願います。

○事務局長（西山美和君） 議案6ページをお願いいたします。

議第60号農地法第5条の規定による転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和7年10月6日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が六田の田、現況宅地263㎡のうち98㎡で、転用目的は、駐車場です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内にある農地で、第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が六田の田、現況宅地87㎡で、転用目的は駐車場です。農地区

分は、都市計画法に規定する用途地域内にある農地で、第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が中尾の田1,151㎡外1筆、計2,024㎡で、転用目的は宅地分譲です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内にある農地で、第3種農地と判断しております。

4番、申請物件が玉名の田257㎡外2筆、計422㎡で、転用目的は、個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

5番、申請物件が石貫の田、現況雑種地113㎡で、転用目的は、駐車場、進入路です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

6番、申請物件が石貫の田、現況畑113㎡で、転用目的は、資材置場、駐車場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

7番、申請物件が、岱明町の山林、現況畑86㎡外1筆、計483㎡で、転用目的は、個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内にある農地で、第3種農地と判断しております。

8番、申請物件が、岱明町の畑329㎡外3筆、計870㎡で、転用目的は、宅地分譲です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内にある農地で、第3種農地と判断しております。

9番、申請物件が、岱明町の畑556㎡で、転用目的は、個人住宅、ストーブ用薪置場です。農地区分は、上下水道管が埋設されている、幅員4m以上ある道路の沿道で、おおむね500m以内に公立中学校及び公立小学校が存在する区域内にある農地で、第3種農地と判断しております。

10番、申請物件が、天水町の畑286㎡で、転用目的は、個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

11番、申請物件が天水町の田323㎡外1筆、計603㎡で、転用目的は、駐車場です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は、原則不許可になるところですが、既存施設の拡張、拡張面積が既存施設面積の2分の1を超えたものであり、例外的に許可は可能となっております。

以上11件、合計5,655㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提

案しております。

また、10月1日、10月2日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。
よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりました。受付番号1番には、始末書が出ていますので、事務局担当者が読み上げます。

○主事（山口遥大君） — 1番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） 1番の始末書が読み上げられましたので、委員の説明をお願いいたします。

それでは、1番をお願いします。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。1番と2番の案件について御説明します。

申請地は、ドラッグストア店舗東側30mぐらい、転用目的は、駐車場、申請地の隣接地で、賃貸人が店舗を営んでいるが、駐車スペースが足りないことから、隣接地のこの土地を選定した。事業面積は98㎡、駐車場なので給水、生活雑排水は発生しない。雨水は、北側道路側溝へ放流する。

現地調査をした結果、問題ないと判断します。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） すみません、2番にも始末書があるそうなので、担当者が読み上げます。

○主事（山口遥大君） — 2番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） 2番の始末書が読み上げられましたので、続けて、よろしくお願い申し上げます。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。2番の案件について説明します。

1番の案件と関係してしまして、譲渡人の申請地263㎡のうち、87㎡を隣接する譲受人に譲渡するものです。転用目的は駐車場、転用面積は87㎡、給水、生活雑排水は発生しない。雨水は、北側道路側溝へ放流する。

現地調査した結果、問題ないと判断します。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、3番をお願いいたします。

○3番（村上孝夫君） 農業委員3番、村上です。3番の案件について説明します。

申請地は、地区の児童公園のすぐそばにあります。転用面積は2,024㎡、宅地分譲6区画分です。給排水計画として、上水道は、道路側本管より分譲地につないで引き込みます。雨水、生活雑排水は、西側の下水道本管への放流により処理する。雨水は、地下浸透です。近隣との境には、L字ブロックを入れ、土砂の流出が

ないようにする予定です。万が一、農地に被害がでた場合は、申請者が責任をもって解決するそうです。

現地調査した結果、何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、4番をお願いします。

○推8番（荒木雄二君） 推進委員番号8番、荒木です。4番の案件について説明します。

申請地は、県道4号玉名八女線から東へ入り込んだ、422㎡の農地です。申請人は、玉名市内にアパート住まいで、現在子供1人、今後の子供の成長で手狭になることが考えられ、自然環境に恵まれ、閑静な住環境で、子供の健全な育成に寄与できるよう、個人住宅の建築を計画しているものです。計画概要は、個人住宅1棟、木造2階建て、建築面積87.77㎡、延べ床面積140.35㎡、給排水計画、給水は、上水道を利用、生活排水は、合併式浄化槽を設置して、浄化した処理水を道路側溝に排水する。雨水は、道路側溝に排水する。被害防除計画、接続道路を基準に造成工事をし、申請地の南側は、崩落防止のための処置をする。転用に当たって、近隣農地への被害発生のないように十分注意し、隣接地に損害が発生した場合は、申請人の法的責任の範囲で対処されます。

10月1日、現地調査した結果、特に問題ないと思います。審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、受付番号5番には始末書が出ていますので、事務局担当者が読み上げます。

○主事（山口遥大君） — 5番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） 5番の始末書が読み上げられましたので、続いて委員の説明をよろしく申し上げます。6番につきましては同じ委員さんですので、続けてよろしくお願いたします。

○9番（上田龍介君） 農業委員9番、上田です。5番の案件について説明いたします。

まず、5番の案件を、今、始末書の朗読がございましたとおり、ガソリンスタンドの隣の農地を盛土して、そこに駐車場と進入路を造ったところでございます。申請地は、現地のコンビニエンスストアから南関方面に約500mほど行ったところがございます。

10月1日に現地を調査いたしました。給排水計画については、給水はありません。それから排水、雨水等、自然浸透ということでございます。万が一、被害が発

生した場合については、責任を持って対応するということでもございました。

それから6番です。6番につきましては、転用目的は、資材置場、駐車場となっておりますけれども、先の農地と全く同じ面積の隣の農地を確保し、使用するということでもございます。スタンドで扱う廃材や、またオイルの入った空のドラム缶等ですね、その場で処理し廃棄するということになっております。それから、給水、排水については、全く問題ありません。万が一、被害が発生した場合も、責任を持って対応するということでもございました。

現地調査を行った結果、何ら問題ないということでもございます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、7番、それから8番、9番、同じ委員さんです。続けて、説明をよろしく申し上げます。

○13番（高本昌揮君） 農業委員13番、高本です。7番の案件について御説明します。

場所は玉名市役所支所から東側400mのところ、さきほど、進入路の話があったんですけど、その隣の畑です。転用目的は、個人住宅、転用面積は、2筆で483㎡、ここは市道側からスロープを造るそうで、その際に何か問題があれば、対処されるそうです。給水方法は、玉名市上水道本管より引き込み、雨水は、北側市道の道路側溝に排水、生活雑排水は、北側市道の下水道管に接続、現地調査の結果、何ら問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

8番の案件について説明します。

ここは、場所的には、地区のカントリーエレベーターから北側に1キロぐらい行ったところなんですけど、宅地分譲です。転用面積は、4筆で870㎡ということなんです。住宅は、3戸を建てる予定で、真ん中に道路が通る予定で、大体予定として令和8年の3月いっぱいまで建設を終了予定です。給排水計画は、給水は、南側上下水道管から合流させて住宅地に引き込み、雨水は、自然浸透、既設の雨水桝のほかにも新設を予定して、南側市道側溝に排水、生活雑排水、雨水は、新設道路を経由して南側下水道の方から排水し、土砂等の流出を避けるためブロックで土留めをするそうです。

現地調査の結果、何ら問題ないと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

8番の案件について説明します。

場所は、公立中学校より南側に300m行ったところの農地です。転用面積は、556㎡、個人住宅で、ストーブ用の薪置場を同時に造る予定です。個人住宅の床面積が124㎡、ストーブ用薪置場が30㎡で、高齢者用住宅の必要性を視野に入れて、この土地を希望されました。給水は、上水道より引き込み、雨水は、自然浸

透、オーバーフロー分は東側側溝へ放流、生活雑排水、汚水は、市の下水道を利用されるようです。現地調査の結果、何ら問題ないと思いますので、審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、最後は9番でしたね。ありがとうございました。

続きまして、10番をお願いいたします。

○推17番（坂口春義君） 17番推進委員の坂口です。10番の案件について説明します。

10番は、個人住宅の転用申請です。譲受人と譲渡人は、親子関係で、現在同居中ですが、世帯員数が増え手狭になったため、個人住宅を建設することになっています。土地については、親子ということもありまして、贈与という形になっています。建物は2階建てで、建築面積は87.77㎡で、延べ床面積が124.20㎡になります。給水は、水道水、生活雑排水、汚水については、公共下水道へ流す計画となっています。

10月2日、事務局と現地調査を行いました。何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、次の11番には、始末書が出ていますので、最初に、事務局担当者が始末書を読み上げます。

○主事（山口遥大君） — 11番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） 事務局が始末書を読み上げましたので、委員の説明をよろしくをお願いいたします。

○18番（後藤雄一君） 農業委員18番、後藤です。11番の案件について説明します。

今、事務局より始末書が読み上げられましたが、場所は、地区郵便局の斜め前です。以前は郵便局の職員の駐車場として使われていましたが、今は使われていません。先日の大雨で、運送会社の駐車場に置いていた車が、21台浸かってしまって、動けない状態になったそうです。それで今回、会社の隣にあるこの場所を駐車場にしようということで、この売買が成り立ったそうです。現在は、草が生えていますが、砂利を入れてならして、駐車場にしたいということです。

現地調査した結果、何も問題ないと思います。御審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

5条申請について、委員の説明が終わりました。皆さんの方から御意見、御質問はございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長(下川 安君) 御意見、御質問がなければ、採決に移らせていただきます。

議第60号農地法第5条の規定による許可申請11件につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をよろしくお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第60号につきましては、許可することに決定いたしました。

続きまして、議第61号農用地利用集積等促進計画の意見決定についてを議題といたします。件数は28件です。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局長(西山美和君) 議案9ページをお願いいたします。

議第61号農用地利用集積等促進計画の意見決定について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画に対する意見について、次のとおり決定する。令和7年10月6日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

10ページの総括表、11ページの総括表のうち期間借地、12ページから14ページの集計表のとおり、玉名市長より意見を求められております。

今回は、所有権移転が6件、8,480㎡、利用権設定が22件、72,408㎡、合計28件、80,888㎡の集積で、いずれも、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(下川 安君) はい、事務局の説明が終わりましたけども、皆さんの方から御意見、御質問ありませんでしょうか。

(なしの声)

○議長(下川 安君) なければ、採決に移らせていただきます。

議第61号農用地利用集積等促進計画の意見決定28件につきまして、原案どおり意見決定することに異議のない方は、挙手をよろしくお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第61号については、原案どおり意見決定いたしました。

続きまして、議第62号農用地利用集積等促進計画(配分)の意見決定についてを議題といたします。件数は17件です。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局長(西山美和君) 議案15ページをお願いいたします。

議第62号農用地利用集積等促進計画（配分）の意見決定について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画に対する意見について、次のとおり決定する。令和7年10月6日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

16ページから17ページの集計表のとおり、玉名市長より意見を求められています。今回の配分は17件で、いずれも、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたけれども、どなたか御質問、御意見はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ、採決に移させていただきます。

議第62号農用地利用集積等促進計画（配分）の意見決定17件につきまして、原案どおり意見決定することに異議のない方は、挙手をよろしくをお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、議第62号については、原案どおり意見決定いたしました。

-----○-----

5. 報 告

○議長（下川 安君） 次に、報告に移ります。

報告第23号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書についての14件を事務局より報告いたします。

○事務局長（西山美和君） 18ページをお願いいたします。

報告第23号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。令和7年10月6日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回、18ページから21ページまでの14件、合計68,072㎡の解約通知を受理しております。

以上、報告を終わります。

-----○-----

6. 閉 会

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

本日予定の議案の審議、それから報告が終わりましたので、これをもちまして、令和7年第11回農業委員会総会を閉会させていただきます。

-----○-----

閉 会 午後 3 時 0 3 分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和7年10月6日

玉名市農業委員会会長 下川 安

農 業 委 員 池田 秀昭

農 業 委 員 後藤 雄一